

4総防管第1527号
令和4年9月13日

関係団体各位

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

感染拡大防止の取組について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和4年9月8日に開催された政府新型コロナウイルス感染症対策本部において基本的対処方針が改定され、同日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡においてイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されました。

(資料1)

都としては、上記基本的対処方針及び事務連絡を踏まえ、9月13日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において、感染拡大防止の取組を添付資料のとおり決定いたしました。（資料2）

その概要は、①都民向けに、こまめな換気を行うことや、混雑している場所や時間を避けて3密を回避することなど基本的な感染防止対策の徹底、療養期間中にやむを得ず外出する場合はマスクの着用、人混みを避けるなどの感染予防行動を徹底することなど感染を拡げないための行動について協力を依頼、②認証を受けた飲食店等については、認証基準を適切に遵守して営業すれば、人数制限等の協力依頼は行わず、認証を受けていない飲食店等については、引き続き同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とすること、酒類の提供・持込を21時までとすることについて協力を依頼、③イベントについては、人数上限や収容率等の規模要件に沿った開催を要請し、感染防止安全計画（様式を改定）の策定によって規模要件を緩和しています。

なお、取扱いに変更がある場合は、対策本部における決定後、改めてお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等に

つきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和4年9月8日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について」

資料2・・・令和4年9月13日付け「感染拡大防止の取組」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年9月8日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_040908.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。